

●主な介護サービスの種類

<居宅サービス> ※介護予防含む

訪問介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、家事などの生活支援や身体介護を行う。
訪問入浴介護	移動入浴車などが居宅を訪問し、入浴のサービスを行う。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが自宅を訪問し、機能訓練を行う。
訪問看護	看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行う。
通所介護(デイサービス)	デイサービスセンターなどに通い、食事や運動などのサービスを行う。
通所リハビリテーション(デイケア)	通所リハビリセンターなどに通い、生活行為向上の為の支援やリハビリテーションを行う。
居宅療養管理指導	医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
短期入所生活・療養介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練など行う。
居宅介護支援	介護支援専門員(ケアマネジャー)などがケアプランを作成し、サービス提供事業所との連絡・調整を行う。
福祉用具貸与・販売	日常生活の自立支援を目的とした福祉用具の貸与や購入費を支給する。
住宅改修	日常生活の自立支援を目的とした手すりの取り付けなどの住宅改修費を支給する。

<介護保険施設>

介護老人福祉施設	常時の介護が必要で、居宅では介護が困難な方が入所する施設。日常生活介護や療養上の支援を行う。
介護老人保健施設	入院治療の必要がなく、リハビリが必要な方が入所する施設。日常生活介護のほか、医学的管理のもとで看護、機能訓練などを行う。
介護医療院	日常的な医学管理が必要な要介護者の受け入れや看取りなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設。

<地域密着型サービス> ※介護予防含む

小規模多機能型居宅介護	利用者の状態や希望に応じて、通所・訪問・泊まりを組みあわせ、生活介護や機能訓練を行う。
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の方が共同生活する施設。日常生活上の支援や機能訓練を行う。
認知症対応型通所介護	認知症の方が施設に通って、食事、排泄、入浴等の支援や機能訓練などを受ける。